

## 令和3年第8回宮崎市議会（12月定例会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	.....	23件
報告	.....	6件
合計	.....	29件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（23件）

- ①令和3年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第173号
- ②令和3年度補正予算案（5件） ⇒ 議案第174号～議案第178号
- ③財産の処分（1件） ⇒ 議案第179号
- ④住居表示を実施すべき区域及び住居表示の方法を定めること（1件）  
⇒ 議案第180号
- ⑤公の施設の指定管理者の指定（9件） ⇒ 議案第181号～議案第189号
- ⑥条例案（6件） ⇒ 議案第190号～議案第195号

##### (2) 報告（6件）

- ①専決処分の報告（6件） ⇒ 報告第38号～報告第43号
  - ・ 議決事項の一部変更（2件）
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（4件）

### 3 議案の概要

議案第173号 「令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第11号）」の専決処分について  
【財政課（選挙管理委員会事務局）】

#### ◇概要

県議会議員選挙事業の実施に伴い予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

#### ◇主な内容

別添「令和3年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（議案第173号）」のとおり

議案第174号から議案第178号まで 令和3年度補正予算案（5件）

《一般会計》

議案第174号 令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第12号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第175号 令和3年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第176号 令和3年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第1号）案

議案第177号 令和3年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第178号 令和3年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和3年度12月補正予算案概要」のとおり

## ◇提案理由

土地の売却について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

## ◇概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 土地の所在地 | 宮崎市高岡町浦之名字大坪3273番1ほか6筆<br>(市営住宅浜子団地跡地) |
| 土地の種別      | 宅地ほか                                   |
| 土地の面積      | 10,948.83㎡                             |
| (2) 売却の方法  | 一般競争入札                                 |
| (3) 売却の価格  | 48,110,000円                            |
| (4) 売却の相手方 | 有限会社コア物流                               |

## 議案第180号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて

## ◇提案理由

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を新たに定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式(※)によるものとするため、本案を提出するもの。

## ◇概要(実施区域)

薫る坂団地南東部隣接区域(「大字恒久字諏訪」「大字恒久字曾井」「古城町南田」「古城町後藤寺迫」の一部)

## ※街区方式

町(字)の中に街区を設定し、町名、街区符号及び住居番号によって住所を「〇〇丁目〇番〇号」と表示するもの。

**議案第181号から議案第189号まで 公の施設の指定管理者の指定（9件）**

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

**議案第181号 宮崎市葬祭センターの指定管理者の指定について** 【環境政策課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市葬祭センター	文化・イージスグループ 代表構成員 株式会社文化コーポレーション 構成員 イージス・グループ有限責任 事業組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

**議案第182号 宮崎南部墓地公園の指定管理者の指定について** 【環境政策課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎南部墓地公園	グループやすらぎ 代表構成員 株式会社ふじもと美誠堂 構成員 株式会社馬原造園建設 構成員 社会福祉法人廣海会 木花通 所センターひまわりの里	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

**議案第183号 宮崎市清武総合福祉センターの指定管理者の指定について** 【福祉総務課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市清武総合福祉センター	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第184号 宮崎市清武地域子育て支援センターの指定管理者の指定について

【子育て支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市清武地域子育て支援センター	社会福祉法人清武社会福祉会	令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第185号 宮崎市ふるさと農産物加工センター等の指定管理者の指定について

【農業振興課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市ふるさと農産物加工センター	宮崎中央農業協同組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
宮崎市清武ふるさと農産物加工センター		
那珂地区農業構造改善センターの農産加工実習室		

議案第186号 宮崎市道の駅フェニックスの指定管理者の指定について 【観光戦略課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市道の駅フェニックス	フェニックス運営株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第187号 宮崎市清武体育館等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市清武体育館	株式会社文化コーポレーション	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
宮崎市加納スポーツセンター		

議案第188号 宮崎市清武総合運動公園の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市清武総合運動公園	S & N 代表構成員 有限会社坂元芳翠園 構成員 宮交ビルマネジメント株式会 社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第189号 宮崎市フェニックス自然動物園等の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市フェニックス自然動物園	宮崎市フェニックス自然動物園管 理株式会社	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
阿波岐原森林公園（フロー ランテ宮崎）		

## 議案第190号から議案第195号まで 条例案（6件）

議案第190号 宮崎市交流センター条例等の一部改正について

【地域コミュニティ課、生目地域センター、長寿支援課、子育て支援課】

### ◇提案理由

生目地域複合型施設の整備に伴い、所要の改正を行うため。

### ◇主な内容

#### 1 「宮崎市交流センター条例」の一部改正（第1条）

生目地区交流センターを新たに設置するため、第2条の表に名称及び位置を規定する。

名称	位置
宮崎市生目地区交流センター	宮崎市大字浮田3000番地1

#### 2 「宮崎市地域自治区の設置等に関する条例」の一部改正（第2条）

生目地域センターを移転するため、別表第2に規定している同センターの位置を、「宮崎市大字浮田3000番地1」に変更する。

#### 3 「宮崎市児童館条例」の一部改正（第3条）

生目地区交流センターの児童遊戯室等に生目児童館の機能を移管し、同館を廃止するため、第2条の表から「宮崎市生目児童館」の名称と位置を削除する。

#### 4 「宮崎市老人いこいの家条例」の一部改正（第4条）

生目地区交流センターの高齢者ふれあい室等に跡江老人いこいの家の機能を移管し、同施設を廃止するため、第2条の表から「宮崎市跡江老人いこいの家」の名称と位置を削除する。

### ◇施行期日

規則で定める日（一部については、公布の日、令和4年4月1日）



## ◇提案理由

長期優良住宅建築等計画認定申請に係る手数料の額の改定等を行うため。

## ◇主な内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく申請に係る手数料の額を次のとおり改定する。

手数料の名称	手数料の金額	
	建築物1棟につき住宅の戸数に応じ、それぞれ次に定める額	
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (新築の場合 確認書・性能評価書有り)	1戸	13,000円
	1戸を超え 5戸以下	23,000円
	5戸を超え 10戸以下	36,000円
	10戸を超え 25戸以下	60,000円
	25戸を超え 50戸以下	95,000円
	50戸を超え100戸以下	145,000円
	100戸を超え200戸以下	245,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	310,000円 352,000円
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (新築の場合 確認書・性能評価書無し)	1戸	48,000円
	1戸を超え 5戸以下	112,000円
	5戸を超え 10戸以下	178,000円
	10戸を超え 25戸以下	352,000円
	25戸を超え 50戸以下	630,000円
	50戸を超え100戸以下	1,084,000円
	100戸を超え200戸以下	2,006,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	2,870,000円 3,518,000円
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (増改築の場合 確認書有り)	1戸	19,000円
	1戸を超え 5戸以下	33,000円
	5戸を超え 10戸以下	53,000円
	10戸を超え 25戸以下	88,000円
	25戸を超え 50戸以下	141,000円
	50戸を超え100戸以下	215,000円
	100戸を超え200戸以下	364,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	461,000円 523,000円
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (増改築の場合 確認書無し)	1戸	71,000円
	1戸を超え 5戸以下	166,000円
	5戸を超え 10戸以下	264,000円
	10戸を超え 25戸以下	522,000円
	25戸を超え 50戸以下	936,000円
	50戸を超え100戸以下	1,611,000円
	100戸を超え200戸以下	2,982,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	4,266,000円 5,230,000円

長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (新築の場合の基本額)	1戸	6,000円
	1戸を超え 5戸以下	12,000円
	5戸を超え 10戸以下	21,000円
	10戸を超え 25戸以下	30,000円
	25戸を超え 50戸以下	55,000円
	50戸を超え100戸以下	95,000円
	100戸を超え200戸以下	157,000円
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (新築の場合の加算額 変更確認書無しの場合で法第6条第1項第1号に係る変更)	1戸	35,000円
	1戸を超え 5戸以下	89,000円
	5戸を超え 10戸以下	142,000円
	10戸を超え 25戸以下	292,000円
	25戸を超え 50戸以下	535,000円
	50戸を超え100戸以下	939,000円
	100戸を超え200戸以下	1,761,000円
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (新築の場合の加算額 変更確認書無しの場合で法第6条第1項第2号、第4号、第5号又は第6号に係る変更)	1戸	6,000円
	1戸を超え 5戸以下	10,000円
	5戸を超え 10戸以下	14,000円
	10戸を超え 25戸以下	29,000円
	25戸を超え 50戸以下	39,000円
	50戸を超え100戸以下	48,000円
	100戸を超え200戸以下	87,000円
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (増改築の場合の基本額)	1戸	9,000円
	1戸を超え 5戸以下	17,000円
	5戸を超え 10戸以下	31,000円
	10戸を超え 25戸以下	44,000円
	25戸を超え 50戸以下	82,000円
	50戸を超え100戸以下	142,000円
	100戸を超え200戸以下	233,000円
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (増改築の場合の加算額 変更確認書無しの場合で法第6条第1項第1号に係る変更)	1戸	52,000円
	1戸を超え 5戸以下	133,000円
	5戸を超え 10戸以下	211,000円
	10戸を超え 25戸以下	434,000円
	25戸を超え 50戸以下	795,000円
	50戸を超え100戸以下	1,396,000円
	100戸を超え200戸以下	2,618,000円
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1戸	9,000円
	1戸を超え 5戸以下	14,000円

(増改築の場合の加算額 変更確認書無しの場合で法 第6条第1項第2号、第4 号、第5号又は第6号に係 る変更)	5戸を超え 10戸以下	22,000円
	10戸を超え 25戸以下	43,000円
	25戸を超え 50戸以下	57,000円
	50戸を超え100戸以下	72,000円
	100戸を超え200戸以下	129,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	172,000円 215,000円
長期優良住宅建築等計画の 譲受人決定等に係る変更認 定申請手数料	1件につき	6,000円
長期優良住宅建築等計画の 認定を受けた者の地位の承 継承認申請手数料	1件につき	6,000円

◇施行期日

令和4年2月20日（経過措置の規定あり）

## ◇提案理由

小戸保育所の移転に伴い、所要の改正を行うため。

## ◇主な内容

「小戸保育所」の設置の場所を次のとおり変更する。（第2条）

現行	改正後
宮崎市鶴島3丁目93番地	宮崎市鶴島3丁目92番地

## ◇施行期日

令和4年4月1日

## ◇提案理由

健康保険法施行令等の改正に準じ、本市国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の改定を行うため。

## ◇主な内容

出産育児一時金の額を次のとおり改定する。（第4条）

	現行	改正後
出産育児一時金の支給額	404,000円	408,000円
産科医療補償制度の掛金相当額※	16,000円	12,000円

※ 産科医療補償制度加入の分娩機関で出産した場合は、出産育児一時金に掛金相当額を加算した額を支給する。

## ◇施行期日

令和4年1月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額を行う等のため。

◇主な内容

未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を10分の5に減額する。（第23条第2項）

◇施行期日

令和4年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

道路占用料の額の改定等を行うため。

◇主な内容

別表中の占用料の額を、宮崎県の改定単価に準拠し次のとおり改定する。

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
道路法（以下「法」という。） 第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	690
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		620
	第2種電話柱		990
	その他の柱類		62
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	370
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	37
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		55
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370
	外径が1メートル以上のもの		740
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に地下に設けるもの		4
	動規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		12

	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する 標示柱その他の柱類	1本につき1年	990	
	施設	その他のもの	上空に設けるもの	620	
			地下に設けるもの	370	
	その他のもの			1,200	
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			1,200	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,100	
	地下に設ける通路			670	
その他のもの		1,200			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		22		
	その他のもの		220		
道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	220		
		その他のもの	2,200		
	標識		990		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	22		
		その他のもの	220		
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	22		
		その他のもの	220		

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200
		その他のもの		1,100
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方	1,200
令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき 1年	Aに0.033を 乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方 メートルにつき	220
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	120
令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を 乗じて得た額
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物			Aに0.016を 乗じて得た額
令第7条第10号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を 乗じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの			Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若し くは自動車専用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるもの			Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を 乗じて得た額

※Aは近傍類似の土地の価格を表す。

◇施行期日

令和4年4月1日



#### 4 報告の概要

##### 報告第38号～報告第43号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

##### (1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第38号 専決処分の報告について 【契約課（地域コミュニティ課、管財課）】

###### ◇概要

令和2年6月定例会で議決された工事請負契約（生目地域複合型施設新築工事のうち建築主体工事。令和2年12月定例会で議決事項の一部変更有り。）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

###### ◇変更事項

- 「3 契約の金額 639,757,762円」を
- 「3 契約の金額 645,975,111円」に変更する。
- (6,217,349円の増額)

###### ◇変更理由

###### ・土工事及び地業工事に伴う増額変更について

当初、土工事における根切土は場内で再利用し、また、杭工事で生じる汚泥は場内で中間処理した後に再利用する予定であったが、前回の変更において、表層改良工としてセメント固化材を添加したこと等により根切土量が増加したことから、施工性の向上を図るため、汚泥については中間処理を行わず全量を産業廃棄物として処分することとしたため。

###### ・鉄骨工事及び塗装工事に伴う減額変更について

当初、鉄骨の塗装は研磨機を用いた下地処理とし耐候性塗料仕上げとしていたが、工場で行う研磨機の粉塵飛散養生により相当な期間を要することから県内鉄骨工場を確保できず、また、コロナ禍により県外工場への依頼も困難であったため、下地処理は研磨機を利用しない仕様とし、これに合わせて、塗装の仕上げを標準的なポリウレタン樹脂塗装としたため。

###### ・その他工事に伴う主な変更について

地域センター倉庫の棚をマイナンバー関連書類等の増加に対応する可動式棚に変更したことから、ユニット工事を増額変更とした。

また、公民館事務室のレイアウトの見直しを行い、可動間仕切壁の設置を取りやめたことから、建具工事を減額変更とした。

###### ※（参考）議決及び報告内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和2年6月定例会 議案第102号）

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 1 工事名 | 生目地域複合型施設新築工事のうち建築主体工事 |
|-------|------------------------|

- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 629,200,000円
- 4 契約の相手方 志多・あなぶき・水野特定建設工事共同企業体

議決事項一部変更：1回目（令和2年12月定例会 報告第27号）

- 「3 契約の金額 629,200,000円」を
- 「3 契約の金額 639,757,762円」に変更する。
- (10,557,762円の増額)

報告第39号 専決処分の報告について

【契約課（学校施設課）】

◇概要

令和3年6月定例会で議決された工事請負契約（宮崎市立住吉中学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 「3 契約の金額 231,000,000円」を
- 「3 契約の金額 237,613,781円」に変更する。
- (6,613,781円の増額)

◇変更理由

・屋根工事及び解体工事に伴う増額変更について

屋根の撤去にあたっては、建設当初の図面と改修履歴を基に設計していたが、工事着手後の撤去時に、下地材として木毛セメント板が使用されていることが判明し、撤去する必要が生じたため。

また、屋根の軒先にある鼻隠し板を撤去したところ、鉄骨下地の腐食が激しく、取替え及び補強を行う必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和3年6月定例会 議案第123号）

- 1 工事名 宮崎市立住吉中学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 231,000,000円
- 4 契約の相手方 宇治野・井上特定建設工事共同企業体

**(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（本市施設の管理瑕疵による事故等）**

報告第40号～報告第43号 専決処分の報告について

<b>【報告第40号】</b>	<b>【道路維持課】</b>
《事故の概要》	相手方の普通自動車が道路の穴ぼこに乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年2月26日
《事故の場所》	宮崎市大字細江字椎屋形4824番1の道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 9,175円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%
<b>【報告第41号】</b>	<b>【道路維持課】</b>
《事故の概要》	借受人の運転する相手方の軽自動車が道路の穴ぼこに乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年8月13日
《事故の場所》	宮崎市吉村町井手ノ中甲782番先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 4,015円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%
<b>【報告第42号】</b>	<b>【教育委員会 教育情報研修センター】</b>
《事実の概要》	市立宮崎中学校のウェブサイトについて、同校の教職員が相手方の著作物であるイラストレーションを令和2年8月24日から令和3年5月21日までの間、相手方の許諾を得ずに使用したことから、相手方に使用料相当額の損害が生じた。
《損害賠償額》	損害に係る賠償 110,000円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
<b>【報告第43号】</b>	<b>【教育委員会 教育情報研修センター】</b>
《事実の概要》	市立広瀬西小学校のウェブサイトについて、同校の教職員が相手方の著作物であるイラストレーションを令和3年3月20日から同年6月7日までの間、相手方の許諾を得ずに使用したことから、相手方に使用料相当額の損害が生じた。
《損害賠償額》	損害に係る賠償 82,500円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%